

過誤と返戻について

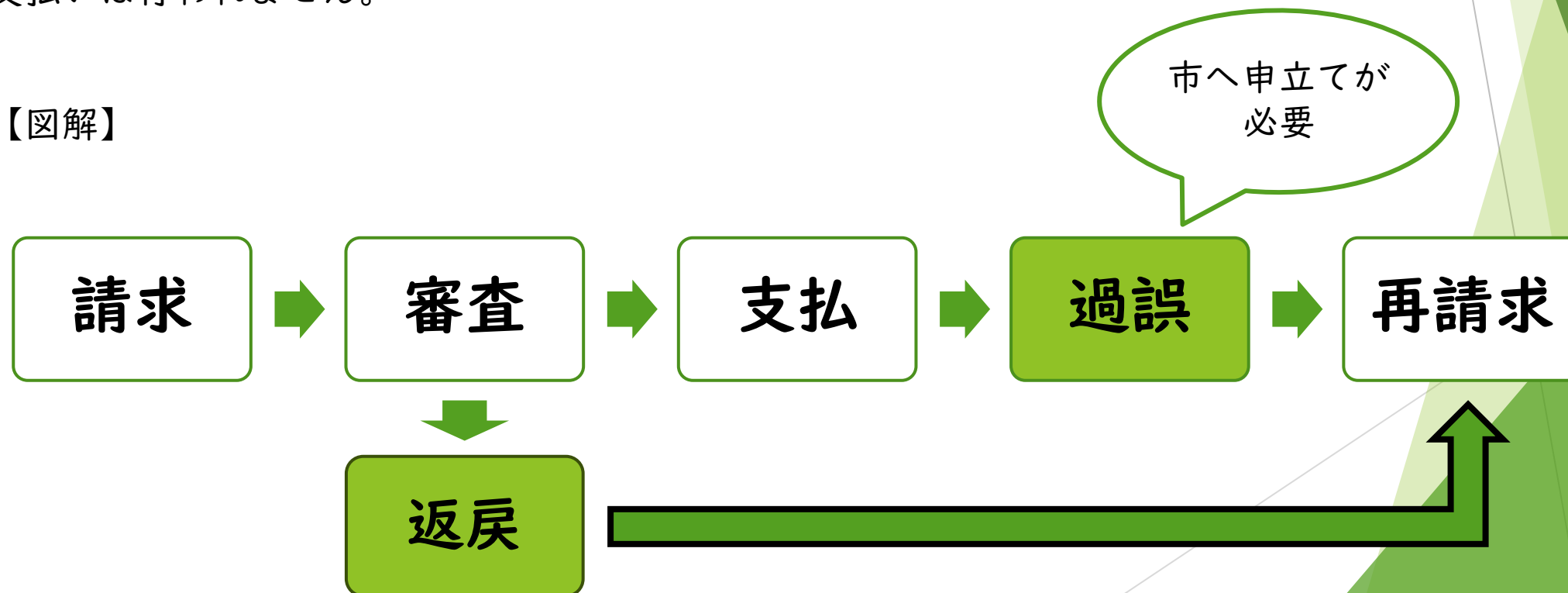
過誤とは

保険請求を行い、支払いが行われた後に請求の誤りが判明し、市に対して請求取消の申立を行う処理のこと ※保険請求の支払いが行われています。

返戻とは

保険請求を行い、審査の結果、支払いされずに差し戻されること ※保険請求の支払いは行われません。

【図解】



Ⅰ 過誤申立書について

過誤申立書は、市ホームページからダウンロードができます。下記のURLを御参照ください。また、検索エンジンから「吹田市公式ウェブサイト」を検索し、トップページ右部にあるページ番号検索から、

「1014921」を入力し検索いただきますと、過誤申立書の様式がダウンロードできるページに移動します。

※過誤申立書は手書きではなく、シートに入力後印刷してご提出ください。

<https://www.city.suita.osaka.jp/kenko/1018669/1018690/1018692/1014921.html>

2 警告／エラーについて

請求業務の際、国民健康保険団体連合会（国保連）から警告／エラーが発生した場合、過誤請求を防ぐために、まずは事業所で警告／エラー内容を確認していただき、適切に処理を進めてください。御不明な点がありましたら、障がい福祉室支給管理担当に御連絡ください。

3 再請求について

翌月分にて再請求を御希望の場合は、
当月 **3 週日金曜日まで**に、障がい福祉室に書類必着で対応をお願いいたします。

【例】令和8年4月分にて再請求を行う
場合、**3月19日（金）**までに書類必着

※大量に過誤申立てを行う場合は上記期限に関わらず障がい福祉室支給管理担当まで事前に連絡ください。

4 返戻後の問い合わせについて

請求エラーを確認し障がい福祉室から事業所の請求担当者を確認し返戻となった件について、翌月以降に事業所の方から再度返戻理由を問い合わせいただくケースが増えています。

前月に返戻となった件については各事業所内で**必ず情報を御共有いただきますよう**、お願いいたします。

御協力よろしくお願いいたします。